

生徒心得

本校の生徒は、学校の内外を問わず常に高校生としての品位を保ち、自己の向上を目指すとともに、互いに協力して、校風の樹立に努めなければならない。

(1) 校内生活

1. 登校時より下校時まで許可なく校外に出てはいけない。
2. 校舎校具を大切にし、進んで美化整頓に努め快適な環境をつくること。
3. 清掃は全校生徒各自の分担箇所を責任もって行わなければならない。
4. 掲示及び配布物は次の手続きを経なければならない。
 - (1) 生徒支援部の承認を受けること。
 - (2) 掲示期間が完了すれば、すみやかに撤去すること。
5. 学生割引証、通学・在学・卒業見込証明書交付願は、遅くとも2日前までに提出すること。

(2) 諸 届

1. 欠席する場合は事前にホーム担任まで連絡すること。病気欠席が1週間以上に及ぶときは医師の診断書を添えること。
2. 登校後に外出する場合は、ホーム担任及び生徒支援部に願い出て許可を得ること。
3. 特別な事情により規定外の服装をする必要のある場合は、ホーム担任を通じて生徒支援部の許可を得ること。
4. 原動機付自転車（以下、バイクと言う）免許の取得及びバイクによる通学、自動車学校への入校は許可制とする。生徒支援部の定める期日までに生徒支援部に届け出て許可を得ること。
5. 持ち物の盗難紛失のあった場合には、直ちにホーム担任又は生徒支援部に届け出ること。
6. 校内に掲示したり印刷物などを配布したりするときは事前に生徒支援部に届け出て許可を得ること。
7. 部活動又は学校を代表して対外的な活動を行う場合は関係顧問教員を経て校長の許可を受けること。
8. ホームまたは部活動等で休日や祝日に学校を使用したい場合は、ホーム担任又は部活動顧問を通じて校長の許可を受けること。
9. 学校の施設、設備（備品を含む）を破損したときは直ちにホーム担任又は担当教員に届け出ること。
10. 改姓、転居（下宿を含む）、保護者、保証人の移動、災難、不幸のあったときは直ちにホーム担任に届け出ること。
11. 早退をする場合は、早退届に記入してホーム担任に願い出て許可を得ること。
12. アルバイトを行う場合には、ホーム担任を通じて生徒支援部まで届け出ること。立入禁止場所でのアルバイトは禁止する。夜間は原則として午後8時までとする。

(3) 校外および休業中の生活

1. 補講や部活動、合宿その他で登校する場合は必ず制服を着用し、各自通常の通学方法で登校すること。ただし、体育時のジャージでの登校を認める場合がある。
2. 外出する場合は、家族の者等に行き先、目的、帰宅時刻をはっきり告げておくこと。
3. 夜間外出は午後9時までとする。

4. 無断外泊はしないこと。やむを得ず外泊しなければならない場合は、必ず保護者等の許可を得ること。
5. パチンコ店等、18歳未満の立入禁止場所への出入りや、生徒としてふさわしくない場所へ出入りしてはいけない。もちろんギャンブルや飲酒、喫煙は絶対にしてはいけない。16歳未満の生徒のゲームセンターへの立ち入りは18時以降禁止されており、補導の対象となる。また、22時以降の保護者同伴の場合も同じとする。
6. カラオケボックス等への出入りは保護者等同伴でないかぎりいけない。
7. 校外で、ホームルームや部活動等でキャンプや会合をする場合は、ホーム担任や部活動顧問を通じて生徒支援部に届け出て、必ず校長の許可を受けること。
8. 男女の宿泊をとまなう行事等は教員引率か保護者等の同伴でない限り禁止する。
9. バイク・自転車利用者のみならず歩行者も交通法規、交通道徳をよく守って事故を起こさないよう十分に注意すること。特に、無免許運転や暴走行為等は絶対にしてはいけない。
10. 通学時に交通機関を利用している者は、公衆道徳をよく守り、ほかの乗客に不快な思いをさせないように特に注意すること。
11. 万一、事故や不幸等が起こったときは、直ちに学校及びホーム担任に連絡すること。

(4) 選挙運動・政治的活動等について

1. 選挙運動・政治的活動については、公職選挙法、法令に違反することがないように行うこと。(18歳未満の選挙運動は禁止)
2. 教育活動の場(授業・生徒会活動・部活動等)において、選挙運動・政治的活動を行うことは禁止する。
3. 教育活動の場以外の放課後や休日等に学校の構内で選挙運動・政治的活動を行うことは、制限又は禁止する。
4. 放課後・休日等に学校の構外で行われる選挙運動・政治的活動は、保護者等の了解の下、生徒が判断して行うものとする。ただし、学校が必要と判断した際には、合理的な範囲内で制限又は禁止する場合がある。
5. 上記規則に違反があった場合は、生徒指導の対象とする。

(5) 原付運転免許の取得について

1. 原付免許取得希望生徒は、必ず校長の許可を得たうえで受験すること。受験許可申請書は、保護者等が記入して、生徒支援部の定める期日までに生徒支援部に提出し、生徒は保護者等同伴で説明会に参加した後、校長の発行する受験許可証を受け取ること。
2. 原付免許の受験は第1学年1学期終了後の長期の休み(夏休み・冬休み・春休み)を利用して受験すること。ただし、長期の休み中以外の受験は認めない。
3. 無許可で免許証を取得した生徒に対しては、指導の対象とする。
4. 運転免許の受験終了後、受験許可証はただちに学校(生徒支援部)に返却すること。なお、運転免許証を取得した場合には、生徒支援部に運転免許証を呈示すること。
5. 普通自動二輪免許の受験及び取得は原則認めない。ただし、就職に必要な場合は特別に認める。

(6) バイク利用に関する注意事項

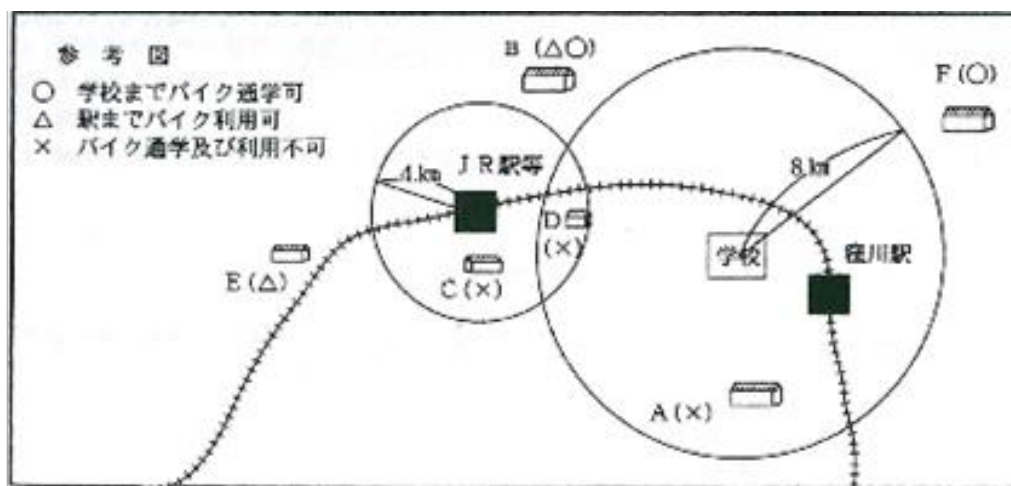
1. 免許取得後、保護者等の責任のもとで交通法規・交通道徳を守り安全運転に心がけて利用すること。
2. 交通違反や事故があった場合、生徒は速やかに学校（生徒支援部）に申し出ること。
3. バイクでの通学は許可制とする。通学規定は別に定める。
4. 以下の行為は絶対に認めない。
 - (1) バイクでの遠乗り
 - (2) バイクの改造
 - (3) バイクの貸し借り
 - (4) 無保険バイクの運転
 - (5) 無謀運転、暴走行為
 - (6) ノーヘル運転
 - (7) 二人乗り
 - (8) 無許可通学
5. 以上の項目及びその他の交通法規に違反した生徒に関しては、免許証預かりや出席停止を含む指導を行う。

(7) バイク通学について

生徒の通学手段については、安全性の面から徒歩又は自転車・バス・列車等を利用することを原則とするが、本校の地域性を考慮し、下記の条件を満たす場合はバイクの使用を認めることができるものとする。

1. バイク通学希望者は、必ず校長の許可を得たうえでバイク通学をすること。通学許可申請書は、保護者等が記入して、生徒支援部の定める期日までに生徒支援部に提出し、生徒は保護者等の同伴で通学説明会に参加した後、校長の発行する通学許可証を受け取ること。通学の際は通学許可証を常時携帯すること。なお、申請書に誤りがある場合には、通学許可の取り消しを含む指導を行う。
2. 「交通法規」並びに学校の定める「原動機付自転車通学に関する注意事項」を守り、交通違反、事故を起こさないよう安全運転に心がけること。（「原動機付自転車通学に関する注意事項」については別に定める。）
3. バイク通学生は、免許証の呈示及び使用するバイクのナンバー等を生徒支援部に届け出ること。使用するバイクや住所に変更があった場合は、直ちに生徒支援部に届け出ること。
4. バイク通学生は、学校で定められたステッカーをバイク及びヘルメットに貼ること。
5. バイク通学を認める条件

自宅から学校までの距離が8 km以上で、自宅から4 km以内にJ R等の駅がない地域。ただし、自宅から最寄りのJ R等の駅までの距離が4 kmを越える地域にあっては、最寄りの駅までバイクの使用を認める場合がある。



6. 部活動等における特別許可

部活動に所属して1年を通じて活動している生徒や通塾している生徒で、毎日の登下校に支障があると判断される場合に、本人、家庭等から申し出ならびに部活動の顧問やホーム担任が必要と認めて、職員会議で検討の上、校長から了承された場合には、特別にバイク通学を許可することがある。(自宅から学校までの距離によっては許可できない場合もある。)なお、許可された生徒が部活動を退部または引退した場合には、その時点で特別許可を取り消すものとし、通学許可証を直ちに返却しなければならない。

(8) 普通自動車免許の取得に関する注意事項

1. 普通自動車免許等の取得希望者は、校長の許可を得たうえで自動車学校に入校すること。入校許可申請書は保護者等が記入して、生徒支援部の定める期日までに生徒支援部に提出し、生徒は保護者等の同伴で説明会に参加した後、校長の発行する入校許可証を受け取ること。
2. 自動車学校への入校は、原則2学期中間考査終了後とする。ただし、卒業を見込めない生徒は原則入校を認めない。
3. 授業を欠席して、自動車学校に通うことは絶対に認めない。また、定期試験発表(試験1週間前)から試験終了までの期間は、自動車学校へ通うことを禁止する。さらに、卒業試験終了後に自動車学校に通うことに関しても学校行事を優先する。
4. 就職内定者、及び就職希望生徒でその希望する企業が早期の免許取得を要望する生徒について保護者等から申請があった場合は、必ず学校に届け出て、許可を得ること。
5. 合宿プランによる自動車学校入校は認めない。

(9) 服装規定

<詰襟制服>

1. 冬服

- (1) 黒の詰襟学生レギュラータイプとする。
- (2) 襟がシャツカラータイプの白色長袖カッターシャツを着用すること。
- (3) ボタンは校章入りボタンをつける。
- (4) 襟に校章をつけなければならない。
- (5) 詰襟カラーは必ずつけること。

2. 合服

- (1) 襟がシャツカラータイプの白色長袖カッターシャツとする。校章を左襟につけ、裾はズボンの中に必ず入れること。

3. 夏服

- (1) 襟がシャツカラータイプの白色半袖カッターシャツとする。校章を左襟につけ、裾はズボンの中に必ず入れること

4. ズボン(夏冬とも同じ)

- (1) 黒の長ズボンでストレート、レギュラータイプとし、タックはワンタックまでとする。
- (2) 必ずベルトをすること。色は黒または茶色とする。

<セーラー制服>

1. 冬 服

- (1) 紺色のセーラー服で、濃紺の襟に紫色の線が3本入ったもの。(学校指定のもの)
- (2) ネクタイは紺色。
- (3) 校章は左襟につけること。
- (4) 両手を水平にあげたとき、冬服の丈からTシャツなどのアンダーウェアが見えないこと。

2. 合 服

- (1) 白色長袖セーラー服で、濃紺の襟に紫色の線が3本入ったもの。(学校指定のもの)
- (2) ネクタイは紺色。
- (3) 校章は左襟につけること。
- (4) 両手を水平にあげたとき、合服の丈からTシャツなどのアンダーウェアが見えないこと。

3. 夏 服

- (1) 白色半袖セーラー服で、濃紺の襟に紫色の線が3本入ったもの。(学校指定のもの)
- (2) ネクタイは紺色。
- (3) 校章は左襟につけること。
- (4) 両手を水平にあげたとき、夏服の丈からTシャツなどのアンダーウェアが見えないこと。

4. スカート

- (1) 濃紺のヒダスカート (学校指定のもの)
- (2) 丈は膝がかくれる長さ。

5. ストッキング

- (1) 色は肌色又は黒とする。

6. アンダーウェア

- (1) Tシャツ等は華美でない色の無地とする。なおメーカー等の小さなワンポイントは可とする。
- (2) ハイネックは禁止とする。

<その他>

1. 通学靴

- (1) 華美でない運動靴。(クロックスなどのゴム製は認めない)
- (2) 黒又は茶色の革靴 (厚底タイプは認めない)

2. ソックス

- (1) 色は白、黒、濃紺の無地の単色とし、ワンポイントのマークは可とする。ただし、ライン入りは禁止。ハイソックスは可とするが、ルーズソックスは禁止する。

3. 頭髪

- (1) 奇抜な髪型や、パーマ、変色、脱色は禁止。

4. 防寒着

- (1) 色は、華美でないものとする。
- (2) 登下校時の着用を原則とし、教室内では着用しない。
- (3) セーラー制服の場合、冬季に校舎内で黒又は濃紺のカーディガンまたはVネックセーターを冬服の上に着ることを認める。ただし、式典時には式場内での着用は認めない。
- (4) 詰襟制服の場合、冬季に校舎内で黒又は濃紺のカーディガンやVネックセーターを学生服の内側に着ることを認める。ただし、学生服の下にフード付パーカの着用は認めない。

5. マフラー・手袋

- (1) 登下校時の着用を原則とし、校舎内では着用しない。

6. 装飾品等

- (1) 装飾品（指輪、ブレスレット、イヤリング、ピアス、ネックレス、ペンダント、タトゥー等）の禁止。
- (2) 化粧（マニキュア、カラーリップ、口紅、マスカラ等）の禁止。
- (3) ヘアピン、ゴム等は黒又は紺とする。

7. 服装の移行は、気候等の状況に応じて各自で判断すること。なお、式典等服装を揃える必要がある場合はその都度連絡する。